

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 10 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>カネガイイン エーライフ</sup>株式会社 **エーライフ**  
 住所 〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>スズキ カズヒロ</sup>代表取締役 **鈴木 一法**  
 電話番号 TEL **072-653-1991**  
 FAX番号  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数      /      者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 10 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 エーライフ  
住 所 〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7  
代表者氏名 代表取締役 鈴木 一法

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 スズキ カズノリ 鈴木 一法	
取締役 ニシダ マサエ 西田 正恵	
取締役 ミヤマツ ケイコ 峯松 啓子	
取締役 イノガイ ミコジ 磯貝 真次	
事業の範囲	管工業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 エーライフ
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒566-0054 大阪府摂津市島飼八防2-11-7 電話番号 TEL 072-653-1991 FAX番号 072-653-1992 メールアドレス alifecall0120@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
シシダ マサエ 西田 正恵	第318987号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和6年10月10日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機器器具	金切りの子	カクダイ6010	2	
	パイプカッター	R1DG1D150S	1	
	塩ビカッター	MCC-VC34ED	1	
		MCC-VC42ED	1	
	パイプソー	日立CR12	1	
管の加工用の 機器器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器	REXN25A	1	
接合用の機器 器具	パイプレンチ	MCC-250	1	
		MCC-350	1	
		MCC-600	1	
	トーチランプ	ACF R200	2	
水圧テストポン プ	水圧テストポンプ	キョーク T-50K-P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 10 月 10 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 エーライフ
住 所	〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7
代表者氏名	代表取締役 鈴木一法

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7  
株式会社エーライフ

会社法人等番号	1209-01-034741	
商号	株式会社エーライフ	
本店	大阪府摂津市鳥飼西二丁目36番5号	
	大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7	平成30年 4月10日移転 ----- 平成30年 4月10日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	平成26年11月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管工事業、内装仕上工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、水道施設工事業、防水工事業、舗装工事業、電気工事業、電気通信工事業、建築工事業及び土木工事業</li> <li>2. ガス工事の設計、施工、請負</li> <li>3. 排水管の洗浄並びに給排水設備の漏水調査</li> <li>4. 建具、家具、什器、ユニット・バス、キッチン、トイレ、洗面台等の住宅設備機器の解体並びに設置</li> <li>5. 浄水器の販売並びに設置工事</li> <li>6. ビルメンテナンス業</li> <li>7. リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務</li> <li>8. インターネット及びカタログによる通信販売</li> <li>9. 上記各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株	
資本金の額	金200万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	磯貝真次 令和 2年 7月31日重任 ----- 令和 2年 7月31日登記

登記記録に関する事項	取締役	鈴木 一 法	令和 2年 7月31日就任
			令和 2年 7月31日登記
	取締役	峯 松 啓 子	令和 3年 5月15日就任
			令和 3年 6月24日登記
	取締役	西 田 正 恵	令和 3年 5月15日就任
			令和 3年 6月24日登記
	川崎市高津区溝口六丁目8番10-103号ク レッセント二子多摩川II		令和 2年 7月31日就任
	代表取締役	鈴木 一 法	令和 2年 7月31日登記
	神奈川県川崎市高津区二子三丁目5番7号		令和 4年 5月30日住所 移転
	代表取締役	鈴木 一 法	令和 4年 6月 8日登記
		設立	平成26年11月19日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年10月11日  
大阪法務局北大阪支局  
登記官

田 井 地 か す み





# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 エーライフ と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業、内装仕上工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、水道施設工事業、防水工事業、舗装工事業、電気工事業、電気通信工事業、建築工事業及び土木工事業
2. ガス工事の設計、施工、請負
3. 排水管の洗浄並びに給排水設備の漏水調査
4. 建具、家具、什器、ユニット・バス、キッチン、トイレ、洗面台等の住宅設備機器の解体並びに設置
5. 浄水器の販売並びに設置工事
6. ビルメンテナンス業
7. リフォーム工事の設計、施工及びコンサルティング業務
8. インターネット及びカタログによる通信販売
9. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府摂津市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

第17条 当社は、取締役1名以上を置く。

### (代表取締役)

第18条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

### (社長)

第19条 取締役が1名のときはその者を代表取締役社長とし、取締役が2名以上ある場合は代表取締役を社長とする。

2 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 22 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第 24 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 25 条 当会社の設立に際して発行する株式は40株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第 26 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金200万円とする。

(最初の事業年度)

第 27 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 28 条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1  
設立時取締役 吉田泰崇

大阪府豊中市東豊中町 6 丁目 2 4 番 1 5 - 3 0 3 号  
設立時取締役 阿部佑一

大阪府茨木市真砂玉島台 6 番 5 号の 1  
設立時取締役 中尾哲也

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1  
設立時代表取締役 吉田泰崇

(発起人)

第 29 条 発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける発行株式の数及び発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

大阪府貝塚市橋本 5 5 番地 1  
普通株式 1 4 株 金 7 0 万円 吉田泰崇

大阪府豊中市東豊中町 6 丁目 2 4 番 1 5 - 3 0 3 号  
普通株式 1 3 株 金 6 5 万円 阿部佑一

大阪府茨木市真砂玉島台 6 番 5 号の 1  
普通株式 1 3 株 金 6 5 万円 中尾哲也

(定款に定めのない事項)

第 30 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 エーライフ 設立に際し、発起人 吉田泰崇、阿部佑一、中尾哲也 の定款作成代理人である行政書士 佐々木宏之 は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年11月13日

発起人 吉田 泰 崇

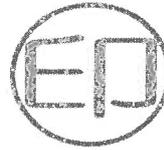
発起人 阿 部 佑 一

発起人 中 尾 哲 也

上記発起人の定款作成代理人

大阪府吹田市長野東11番20-702号

行政書士 佐々木宏之



この写しは原本と相違ありません。

大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7  
株式会社 エーライフ  
代表取締役 鈴木一法



令和6年10月10日

第三一八九八七号

# 給水装置主任技術者免状

本籍 東京都

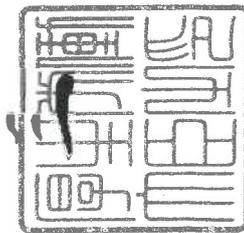
氏名 西田 正 恵

昭和四十六年二月十日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武 見 敬

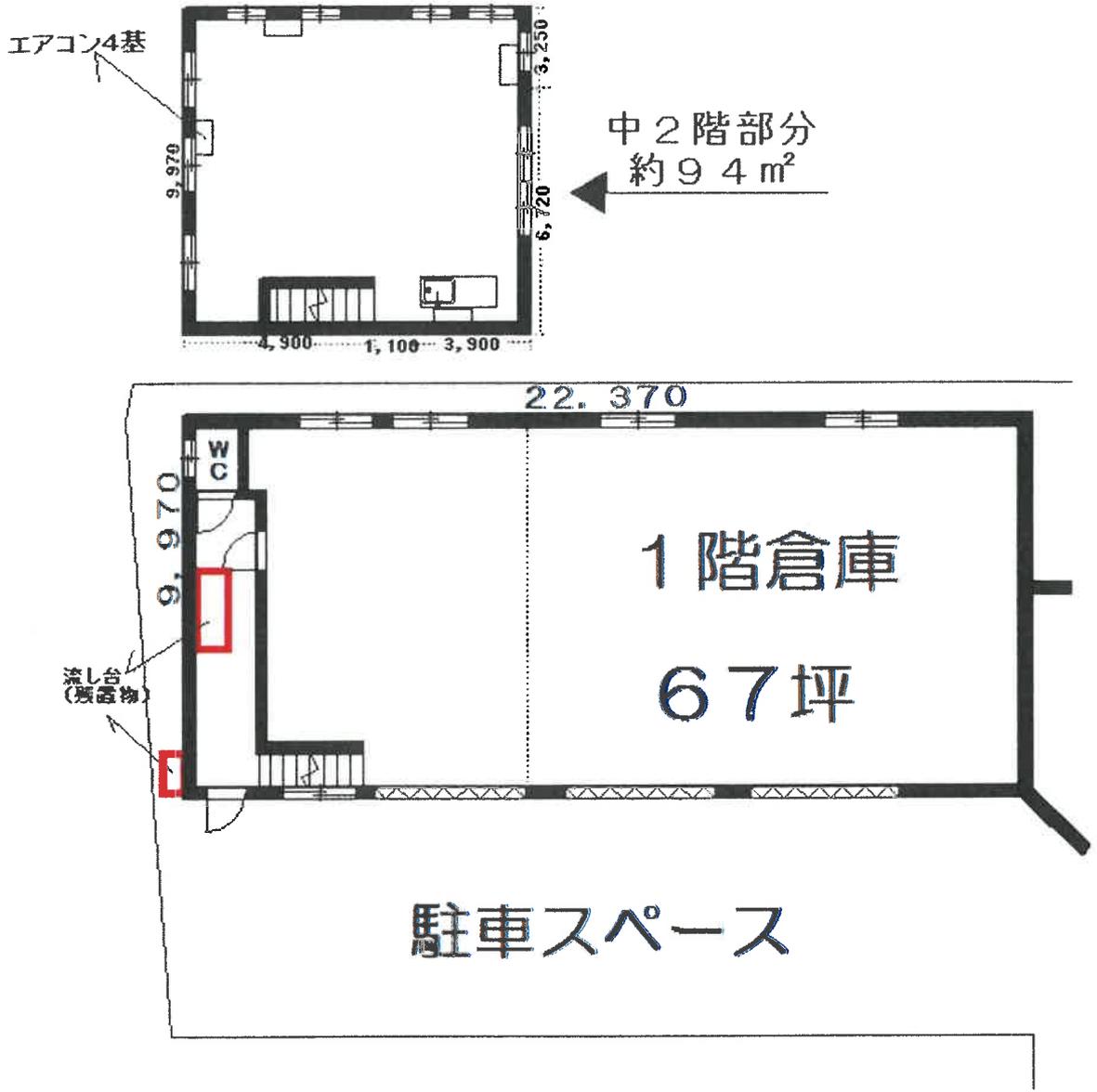


株式会社エーライフ



納金の  
と、甲に  
うときは、  
力と認  
水等の  
のとす  
た場合  
管轄す  
記載の

概略図





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 10 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>カシキバイヤ エーライフ</sup>株式会社 エーライフ  
 住所 〒566-0054 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>スズキ カズノリ</sup>代表取締役 鈴木一法  
 電話番号 TEL 072-653-1991  
 FAX番号  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数      /      者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 10 日

届出者

氏名又は名称 株式会社エーライフ

住 所 大阪府摂津市島飼八階2-11-7

代表者氏名 代表取締役 鈴木一夫

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社エーライフ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ニシダ マサエ 西田 正恵	第 318987 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一八九八七号

給水装置主任技術者免状

本籍 東京都

氏名 西田 正 恵

昭和四十六年二月十日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武 見 敬

